

令和3年度第1回 人を対象とする研究倫理委員会 議事要旨

日 時 令和3年4月16日（金） 11時00分～11時55分

方 法 Zoom を利用したオンライン会議

出席者 堂囿、横濱、竹下、原田、吉田、柴垣、山本、鈴木、大山、新井、天野(ゆ)、岡田、本家、藤原、金子の各委員

欠席者 天野(豊)の各委員

議事に先立ち、各委員から挨拶を行った。

令和2年度第5回委員会（令和3年3月1日開催）の議事要旨は資料2のとおりであり、各委員にメールにて照会し、最終的に特に意見がなかったことが報告され、承認された。

I 議事

1. 委員長の選出について

事務局から、委員長については、静岡大学における人を対象とする研究に関する規則（以下、「規則」という。）第17条第1項において、「委員会に委員の互選により委員長を置く。」となっており、委員長の選出を行いたい旨提案があり、審議の結果、堂囿委員を委員長に選出した。

2. 委員長の職務代行者について

委員長から、委員長の職務代行者については、規則第17条第2項において、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。」となっており、委員長の職務代行者（副委員長）として、人文社会科学部の横濱委員を指名する旨発言があった。

3. 迅速審査委員について

委員長から、迅速審査については、規則第20条第1項において、「委員長は、委員会の構成員の中から指名した複数の委員により審査（迅速審査）を行わせることができる。」となっており、迅速審査委員について、資料7に基づき迅速審査ルール（案）のとおり進めたい旨提案があった。

審議の結果、迅速審査を2名の委員で審査することになった場合、お互いの意見が対立することも考えられること、また全員一致が原則であることなどを踏まえ、「迅速審査において、迅速審査委員で意見が一致するまで議論しても審査結果が出ない場合には、委員会で審議することとする。」という内容をルールに加えることとし、承認した。

また、迅速審査にあたるかどうかの判断について、委員長から、ある程度はルーティン化できるものであるが、特に規則改正により規則第20条第2条の迅速審査を行わせることができる事項として新たに追加された第4項の「侵襲及び介入を伴わない研究に関する審査」においては、副委員長とも相談しながら迅速審査に諮ることとしたい旨発言があった。

4. 倫理審査申請書等の様式改定について

委員長から、本委員会における審査及び申請者において機械的にチェックできるように共同研

究機関における倫理審査の添付書類、アンケート及びインタビューにおける添付書類、研究対象者に対する説明文書の記載事項、個人情報扱わない場合の記載内容、個人の情報等の管理方法、保存期間終了後の廃棄方法などについて、資料4のとおり様式1（人を対象とする研究に関する倫理審査申請書）を改正したい旨提案があった。

審議の結果、16.インフォームド・コンセント2について、この項目を使用するのは、担任が生徒に説明を行う場合に限らないこと、また、学校の状況によって事情が異なり、機械的に審査するのではなく実質的に審査することになるため、それを踏まえて全体の内容を修正した方がよい旨意見があり、委員会での議論を踏まえ修正した改定案を委員長から提案のうえ、メール審議において再度審議をすることとした。

[追記]メール審議の結果、改定案について修正後の案にて承認された。（令和3年4月21日）

委員長から、資料5に基づき、様式2（人を対象とする研究計画変更申請書）に登録番号の記載を追加する改正案について提案があり、審議の結果、原案どおり承認した。

5. その他

・委員長及び副委員長について

委員長から、資料6に基づき説明があり、今後の委員長及び副委員長の見通しについては、資料6のとおりとすることとした。